

## 地域の認知症施策の充実を求める意見書

超高齢社会を迎えた我が国においては、令和4年10月に総人口に占める高齢者人口が29%を超え、令和7年に高齢者の約8人に1人が認知症になることが見込まれ、誰もが認知症あるいは、家族介護者となり得るとともに、認知症の人とその家族の負担は、深刻なものとなっている。

地域社会においては、地域包括支援センターが、認知症を含む様々な介護問題を抱える住民へ必要な援助、福祉の増進を包括的に支援しており、多職種協働により地域の困難事例を解決するなど地域福祉の中核を担う欠かせない存在となっている。

しかし、地域包括支援センターの職員数が限られる中、業務量や相談数はますます増加し、その対応も多岐に渡り、センターと職員の負担は増大する一方である。業務量に対して職員数が足りず、職員が定着しない状況は恒常的で、特に保健師、看護師といった専門職の確保が困難な状況にある。

一方、国においては、地域における高齢者支援に関するニーズが複雑多様化する中、認知症の人に対する専門的な助言などを行う地域の拠点として、新たに認知症伴走型支援事業を創設した。グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などの既存の地域資源に伴走型支援拠点を設けることで、認知症介護の専門職の助言を通じて、認知症の人や家族を継続的に支援することを目的としているが、介護人材などの既存資源に限りがある地方において、本事業は普及していない。

また、認知症施策や地域包括ケアシステムは、各自治体が地域特性に合わせて推進しているため、居住地によって支援内容に差が生じている状況がある。今後ますます増大化すると思われる認知症への支援について、地域間の格差を是正し、ユニバーサルサービスとして、国が主体的な対応を図るべきである。

よって、国においては、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で、末永く生活できるようにするため、地域における認知症施策を充実し、地域包括支援センターや認知症伴走型支援事業の支援強化、職員数の配置改善を実施するよう、次の事項について強く要望する。

- 1 高齢化が進行する将来に備え、都市部、地方に関わらず充実した認知症施策を推進できるよう予算措置を拡充し、国が主体的な認知症施策の取組を図ること
  - 2 地域包括支援センターに従事する職員の離職防止のため、処遇や配置基準を改善するとともに、人材の確保のための具体的施策を講じ、国の財政支援を拡充させること
  - 3 地域において今後ますます重要となる認知症伴走型支援事業を地域で一層活用しやすいよう実情に合わせた制度設計に見直すとともに国の財政支援を拡充させること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月24日

福島市議会議長 萩原 太郎

衆 参 内 総 財 厚	議 議 閣	院 院 総 務 務 生	院 理 大 大 働	議 大 大 大	長 長 臣 臣 臣
----------------------------	-------------	----------------------------	-----------------------	------------------	-----------------------

あて